羽村市版事業仕分け「公開型事務事業外部評価」 議事録		
実施日	平成 24 年 11 月 18 日 (日曜日)	
会 場	市役所 4 階会議室(第 2 会場)	
事業名	8 学校施設開放事業	
出席者	【評価員コーディネーター】進邦 徹夫	
(敬称略)	【評価員】石川美紀、島田辰夫、高橋英保、川津絋順、森勇太	
担当部署	教育委員会	生涯学習部 スポーツ推進課 生涯学習センターゆとろぎ
質疑応答	(評価員)	3条1~3号に市内在住又は勤務するもので構成する団体
		等とあるが、利用できるものは社会教育関係団体に限定し
		ないが、評価シートにおいては利用が社会教育関係団体に
		限定されている理由は。
	(説明者)	長い歴史があるが、学校に対する責任を持って取り組んで
		いただける団体である必要から、基本的には社会教育関係
		団体に登録していただいている。実際は社会教育関係団体
		以外も利用できる状況である。ただし、利用の実績がない
		状況である。ゆとろぎ管理施設では、申請いただければ利
	(37 kg 13)	用できる。
	(評価員) 	学校施設使用条例が根拠法令であるのに、社会教育団体以
		外も使用できるのか。
	(説明者)	社会教育関係団体以外も使用できる。
	(評価員)	社会教育関係団体は使用料は免除か。
	(説明者)	社会教育関係団体が社会教育事業に使用する場合には、免
		除となる。
	(評価員)	今どき使用料が O で利用できるというのは理解できない。
		市の施設は使用料を取っているのに、いかがか。当初は、
		利用を広めていくことを目的に免除としていたのかもしれ
	(=V pp -k)	ないが、現在免除にする理由は何か。
	(説明者) 	現在他の施設については、成人団体は有料である。成人団
		体で構成する社会教育関係団体は25%免除、子供たちで
		構成する社会教育関係団体は免除である。学校施設の開放
		は、その施設の流れを組んでいる状況にあるため、全て免
	(张四士)	除となっている。
	(説明者) 	空き教室は、学校が使用しないときに利用を許可している
		ものであるため、他のその目的で建設している施設とは使用の供収が思わっている。以前大阪のほうで東北がおきて
		用の状況が異なっている。以前大阪のほうで事故が起きて
		以降は、開放を進めていくというよりは、利用を制限していく方向である。
		いく方向である。

(評価員) 課題・問題点について、利用者のマナーなどを今後の課題 にしている理由は何か。また、鍵を他の方に預けていると 聞いたが、一般の方にお願いする場合、責任の所在はどの ようにされているのか。

(説明者) マナーについては、実態をお知らせするために問題点として記載した。利用団体の中には、マナーが悪い団体もいる。 校庭内は禁煙であるが、団体によっては、マナーが悪い団体もある。

(説明者) 鍵の件は、個人の方にお願いしている。中学校は警備員がいるが、小学校は機械警備なので、一般の方にお願いをさせていただいている。

(評価員) 信頼をおける方だとは思うが、審議の場があったりはする のか。

(説明者) 特にない。市のほうでお願いしている。

(評価員) 原状回復義務がある。使用前よりきれいにが基本だと思うが、汚れていた場合、誰が片付けているのか。

(説明者) 片づけが徹底されていない場合は、学校のほうで片づけを している現状にある。使用団体には、注意事項を再度徹底 していく方法をとっている。

(評価員) 片付けは学校の先生がしている状況の中で、学校の理解が 得られるのか。

(説明者) 現状は、先生が対応している状況もあるが、ほとんどの団体は、マナーを守って正しく利用している。

(評価員) 注意を出している件数は。

(説明者) 統計はとっていない。

(評価員) 問題・課題に学校で使用する期間が利用できないとあるが、 それの何が問題のなのか。本来の学校教育として利用する ことが何が問題なのか。

(評価員) 学校教育の場では、実際の利用よりも遥かに前から、利用を制限している学校の現状もある。本来市民の方に広く利用して欲しいということを考えれば、学校側はもっと協力していく必要がある。実際に利用する日よりも長く、使用を抑制してしまっている現状が課題になっているのではないか。卒業式から入学式までの二週間を学校は、準備の手間を省くため、貸し出し禁止期間としている。間の期間は本来であれば開放すべきである。そういう部分は学校も協力できるはず。

(評価員) 使用実績を記入するノートがあるが、それは誰が管理して いるのか。利用実績が記載されているが、誰がどのように

確認をしているのか。

(説明者) 貸し出し期間については、学校側にもお願いをさせていた

だいているが、学校教育に支障がない限りという部分での せめぎ合いが学校側とはある。利用実績については、副校 長が確認することになっている。何かあればすぐに連絡す るよう話してはいるが、状況については、学校側にも確認

していきたい。

判 定 【評価結果】

②:市が実施・現状維持(現行の内容を継続すべきである。)

【主な意見】

- (1)学校運営そのものに関ってくることであり、現行の受益者負担と免除の区分を継続し、市民の利用に供していく必要がある。
- (2)より多くの方が利用できるよう、工夫していく必要がある。
- (3) 一般団体も利用できるということだが、学校なので一般団体は使えないという思い込みもあるのではないか。もっとPRに努める必要がある。
- (4)マナーが悪い団体へは、利用料金を負荷するなどの工夫も必要ではないか。
- (5)他の施設と同様に大人の社会教育団体には、受益者負担を検討すべきではないか。